

公益財団法人日本セーリング連盟 全国加盟団体代表者会議運営ガイドンス

第1条 (運営ガイドンスの趣旨)

このガイドンスは、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）における全国代表者会議（以下、「会議」という。）の設置とその開催を効率良く進めるために、基本的な事項を取りまとめたものである。

第2条 (会議設置の目的)

全国加盟団体代表者会議は、連盟の業務執行を円滑に行うために設置し、主に以下の事項を実施する。

- (1) 連盟ならびに連盟加盟団体の活動状況や課題認識を共有化しながら、当該年度の事業実施状況や次年度以降の事業計画や予算について、連盟役員ならびに各委員会の責任者と意見交換を行う。
- (2) 連盟理事会が役員候補者を評議員会に推薦するに当たり、会議と連携しながら理事候補の推薦リストを作成する。その推薦手続は、別途、理事及び監事候補推薦手続実施規則により定められる。

第3条 (全国加盟団体代表者会議)

会議は、連盟会長が招集する。

- 2 会議の議長は、全国代表者会議において互選し、任期は2年とする。
- 3 会長は、会議に意見交換事項について会議開催の2週間前までに意見交換事項等並びに開催日時・場所等必要な事項を各加盟団体に通知すると共に、連盟のウェブサイト公表する。
- 4 会議開催の目的は、連盟の事業執行に当たって意見交換を行うことであることから会議の定数は設けない。
- 5 会議の構成メンバーは、議長の許諾を得て、意見を述べることができる。
- 6 加盟団体は、会議の意見交換事項について書面で意見を述べるができる。その場合、会議開催の1週間前までに連盟事務局へ提出するものとする。

第4条 (議事録)

会議の議事は、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 出席者数及び出席者氏名
 - (3) 意見交換事項
 - (4) 議事の経過概要及びその意見交換の内容
- 2 議事録は、議長及び連盟事務局が内容を相互に確認のうえ作成する。
 - 3 連盟事務局は、議事録を会議終了後1か月以内に連盟のウェブサイトを通じて公表するものとする。

第5条 (会議の構成メンバー)

本会議への出席者は、各加盟団体から代表者として推薦された者とする。

- 2 業務執行関係者からは、連盟役員、各委員会（通常委員会、特別委員会、特命チーム）の委員長が出席する。
- 3 加盟団体からの推薦代表者ならびに各委員会の委員長が出席出来ない場合には、代理を出席させることができる。
- 4 連盟顧問は、オブザーバーとして出席出来る。

第6条 (任期)

メンバーの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任されたメンバーの任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第7条 (報酬等)

会議の構成メンバーは、無給とする。

- 2 会議の構成メンバーには、費用を弁償することができる。
- 3 前各号に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第8条 (ガイドランスの改定)

このガイドランスの改定は、理事会の決議を経て行う。

補則

1. この規則に定めのない事項は、理事会が決定する。
2. このガイドランスは、理事会の議決によって平成23年11月19日に制定され、即日施行される。
3. 各加盟団体から推薦される最初の代表者の任期は、平成24年3月1日から平成27年3月31日までとする。
4. 平成24年12月8日改正